相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字中川三八八番地一五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉原　義章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―一東和ビル四階　相続財産管理人　弁護士　猪股　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区上野六丁目一四番地、最後の住所千葉県流山市富士見台二丁目五番地の一　二一棟三〇一号　被相続人　亡　渡邊　道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所千葉県柏市中央町六番一九号コープビル柏四階柏綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　内田　徳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区靭本町二丁目一番地、最後の住所東京都町田市南大谷七八三番地あいえむコーポD号　被相続人　亡　久富　俊也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市本町五丁目二六九一番地、最後の住所東京都小金井市本町五丁目三八番三四―一〇二号クレア武蔵小金井　被相続人　亡　清水　洋二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所　相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字安茂里三六五一番地、最後の住所東京都立川市錦町一丁目一四番五号日神パレステージ立川三〇二号　被相続人　亡　小林　則男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

東京都立川市柴崎町二丁目三番一〇号小沢ビル三階真喜法律事務所　相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県いすみ市岬町長者三〇番地九、最後の住所千葉市中央区大森町三一四番地一　被相続人　亡　内山　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所東京都中央区八重洲二丁目四番一〇号第一幸田ビル四階真山・茶谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　茶谷　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中町一丁目九八一番地、最後の住所東京都目黒区中町一丁目二七番二四号　被相続人　亡　井川　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号今朝ビル九階辻誠法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県小田原市栄町二丁目七六番地、最後の住所神奈川県小田原市中曽根七九番地の九サニーヴィラ金子二〇一　被相続人　亡　藤井　暉生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号平井ビル五階　まちかど法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡安　知巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市暁町二丁目五九九番地、最後の住所川崎市中原区下新城二丁目四番一八号　めぐみ荘一〇三　被相続人　亡　杉本　雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

川崎市川崎区宮本町六番地一　高木ビル九〇二号室　川村篤志法律事務所　相続財産管理人　弁護士　川村　篤志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市青葉区荏田西一丁目一二番地三五、最後の住所横浜市青葉区荏田西一丁目一二番地三五サンヴェール市が尾の丘一〇一　被相続人　亡　大橋　清隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

横浜市戸塚区戸塚町四八〇八番地トヨダビル二階　相続財産管理人　弁護士　西村　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市新宿四五番地、最後の住所富山市石金一丁目一〇番二号　被相続人　亡　石場　澄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

富山市西田地方町二丁目六番一〇号　山田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市八田町東四五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉川　均

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十八日

石川県金沢市入江二丁目一四六番地一　相続財産管理人　司法書士　岡崎　寛

第１期決算公告

平成29年12月28日

東京都港区北青山三丁目１番２号

株式会社USEN ICT Solutions

代表取締役社長　青柳　陽一

貸借対照表の要旨（平成29年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,549
	資産合計	12,549
負債及び純資産の部	流動負債	233
	株主資本	12,316
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△183
	その他利益剰余金	△183
	（うち当期純損失）	（183）
	負債・純資産合計	12,549